

(H 2 7 . 1 1 . 1 6 甲府地裁刑事部・甲府家裁総務課)

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会議事録

日 時 平成 2 7 年 9 月 1 1 日 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分
場 所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
参加者 裁判員経験者 4 名
裁判官 烏田真人
検察官 波多野博昭
弁護士 高部裕史
司会者 菱田泰信（甲府地裁刑事部部総括判事）
概 要 下記のとおり

記

(司会者)

本日はお忙しいところ裁判員経験者意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、甲府地裁で部総括判事をしております菱田といたします。本日お集まりの皆さんに裁判員裁判の裁判員を担当していただいたときにも裁判長を務めさせていただきました。

本日お集まりの皆さんに裁判員裁判を担当していただきましたのは、去年の 1 1 月から今年の 5 月までの間であり、本日は皆さんから裁判員裁判を担当したそれぞれの事件についての意見あるいは感想など、いろいろ忌憚のない御意見、御感想を聞かせていただきたいと思います。それによって今後のよりよい裁判員裁判の参考にさせていただきたいと思っています。

今日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ何人かずつ集まり、傍聴もしておりますので、そういう人たちもいろいろ参考にしていきたいと思いますので、遠慮ない意見を言っていただければと思っております。よろしくをお願いします。

皆さんと一緒にまず裁判官、検察官、弁護人も一緒にテーブルを囲んでいまして、

それぞれの立場からいろいろ質問したり、意見とかも言っていただこうと思っておりますが、まず検察官、それから弁護士、それから裁判官の順に簡単に自己紹介していただきたいと思っておりますので、順番にお願いします。

(検察官)

検察官の波多野でございます。私は、4月にこちらに着任してまいりまして、裁判員裁判事件は2件ほど担当させていただきました。基本的に刑事裁判においては検察官が罪体や、あるいは情状を立証する立場ですので、今日忌憚のない御意見をいただいて、それを踏まえて今後立証活動の参考にさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(弁護士)

弁護士の高部と申します。よろしく願いいたします。私も裁判員裁判を何件かやらせていただいております。今回は裁判員経験者の皆様の御意見を伺いながら、また御意見を交換しながら今後の弁護に役立てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(裁判官)

甲府地方裁判所の鳥田でございます。本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。私のほうは、4月以降に行われました裁判につきまして右陪席として関与させていただきました。本日は皆さんの率直な御意見を伺えたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

次に、皆さんが担当された事件をまず簡単に紹介させていただきます。

まず、1番の方が担当されたのは強盗強姦の自白事件でした。商業施設の女子トイレに潜んだ被告人がトイレにやってきた女性を個室で強姦して金銭を奪うなどしたという事件です。自白事件でしたが、複数あった事件のうちの1名の被害者が法廷に来てくれたため、直接被害感情などを聞くことができました。事件は全部で5件起訴されていたこともあり、選任から判決まで7日かかりました。

次に、2番の方、3番の方の事件ですが、これについては暴力団組員による覚せい剤の密売の自白事件でした。覚せい剤の取引現場の写真が提出されたりしておりました。被告人の社会復帰後に監督を誓ってくれる方が法廷に来てくれたということがありました。選任から判決までは5日かかりました。

次に、5番の方の事件ですが、5番の方が担当されたのは女性に睡眠薬を飲ませて、その間に強姦して金銭を盗み取るなどしたという強盗強姦の自白事件でした。1番さんの事件のように被害者から直接話を聞く機会はありませんでした。もっとも、被告人の監督を誓うということで被告人の父親が法廷に来て話をしてくれました。選任から判決までは5日かかりました。

事件の簡単な説明は以上です。続いて、裁判員の方からいろいろ感想、お話をお伺いしていきたいというふうに思っております。

まず、裁判員を経験しての感想ということで、まず裁判員を経験しての全体的な印象や感想についてお聞かせいただければと思います。審理等についてでも構いませんし、今御紹介したとおりにかなりの日数裁判所に来ていただきましたので、その負担感などについてお話しいただいても構いません。人によってはかなり前の事件となっていますが、順番にお聞きしていきたいと思います。

では、1番さんから順番にお聞きしていきたいと思いますので、お願いします。

(1番)

裁判員を経験しての感想ですけれども、皆さんもそうだと思うんですけど、くじで当たったということで、断る人もかなりいたと思いますけれども、私も最初はやはり抵抗がありましたけれども、こういう機会は人生の中で1回あるかないかということで、断る理由もなかったんで、参加させていただきました。私の場合ちょっと多かったのか短かったのかわかんないですけども、5日間出席したんですけども、強盗強姦という案件で、傍聴席に結構仲間というか、こんな言い方は失礼ですけど、ちょっと柄の悪い人とかもいて、その期間はちょっと怖いなというのがあって、裁判を終えて道を歩いていて後ろから刺されるんじゃないかとか、そういう恐怖という

のは何日かありましたけども、私の場合去年の11月に終わって、ちょうど10か月ぐらいたつんですけども、今のところそういう被害もないし、心のメンタルの面でも私のほうは不安に陥るとかも特になかったんで、最終的には裁判員裁判に出席していい経験になったかなと思います。次回も当たる確率というのはもうほとんどないと思いますけども、また当たったら断らずに来たいなと思いました。ちょっと質問に対して合っているか間違っているかわかんないですけども、率直な意見として申し上げます。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。では、2番さん、お願いします。

(2番)

まず、裁判員として参加したことに対しまして、非常に有意義な経験をさせてもらったというのが率直な意見でございます。また、審議の日にちですけど、4日間という日数で終わったわけでございますけど、これが短いのか長いのかちょっとわからないんですけど、中には7日ぐらいの審理もあるという話も聞いておりますけど、やはり私などもう定年退職しまして3年ぐらい何もしていなかったものですから、1日目の9時から5時までという時間、これが非常に精神的にも、ほとんど法律的なこともわかりませんし、どういう形で進められるのかということもわからなかったものですから、1日目に帰って自宅に着いた途端本当にかくときたような、非常に精神的に多分かなり逆にストレスがたまったというのか、緊張し過ぎたのかもわかりませんが、そんなことで何か初日というのがやはりどういうことをやるのかということもわかんないし、いろいろそういう面で神経を使うこともあるんじゃないかなというふうに思ひまして、あと2日目、3日目、4日目となるとある程度慣れてきますので、また裁判員の方々といろいろお話ししながら進めていく、また裁判長をはじめ裁判官とお話をしながら進めていくということで、それは非常に有意義な4日間でありました。また、ある程度裁判員としての経験をした人に話を聞いたことが一度もなかったものですから、特に僕なんか無尽とか自治会とかいろいろ

る関係していますけど、親戚も含めて一人も裁判員として出席したという話を聞いたことがなかったものですから、終わった後いろいろな会合で裁判員裁判へ参加したということを言いますと、皆さん当たってよかったねというお話をしていただけの方が大分多かったです。なかなか、7000から8000人の中から1人という抽選で決定されるそうなのですが、やはりこれは私としていい経験だったなというふうに思っておるところでございます。そんなことで裁判員としての制度のPRですか、やはりそれが一部欠けているんじゃないかなというように思いますし、またそれなりに関心はみんなあると思うんですけど、やはり抽選に上がってこないということもあるのかなというように思っております。これからだんだん1名でも少しでも裁判が、回数にもよるんでしょうけど、山梨県としてやはり裁判の中にできるだけ裁判員を登用していただいて、広く県民に周知をしていただくというのが一番大事じゃないかというように思っているところでございます。何か経験の感想とか、ちょっとお話がうまくできないんですけど、大変いい経験をさせてもらって本当にありがとうございました。以上でございます。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番さん、お願いします。

(3番)

裁判員をやるに当たっての法律知識が全然自分にはないなというふうな自覚があったものですから、いわゆる裁判員制度について求められている市民感覚、それだけでとりあえず臨めばいいのかなというふうなことで当たったんですが、幸いというか、かかわった事件の内容が覚せい剤ということで、それほどいわゆる重大犯罪の中では比較的心理的な負担が少なかった事件であったのではないかと感じておりますが、結果的にはいろいろなことを評議する中で勉強会みたいな形でいろいろなことを教わりながらやったような印象なんですけど、量刑を最終的にどうするか、その段階でやはり責任の重大さのピークが来たような感覚を持っております。結果的に自分が判定したことがよかったのかどうか今でもはっきりと確たるものはな

いんですけども、いわゆる裁判員としてのやるべきことは一通り、裁判長のいろいろな御指導が丁寧にやっていただけたんで、それなりには職責を果たせたのかなというふうに感じて、最終的にはほっとしたというところが正直なところですよ。以上でございます。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番さん、お願いします。

(5番)

裁判員を経験して一番最初に思ったことは、まさか自分が裁判員になるとは思っていなくて、本当は出張って書いてやめようと思ったんですけど、うそを書くと罰金というふうに書いてありまして、正直に書いて、特に断る理由もなく受けたのが正直な気持ちです。それと、裁判員制度でこちらに来る日数で有休は使えず欠勤扱いなので、個人的には出欠席をとる前に企業とか事業主、個人事業主のほうにもっとそういう制度的な手当、国民が参加できやすいような体制をもっと個人にする前にしてほしいなというのが感想です。それと、裁判を経験して一般市民の感覚、私ももちろん何の知識もないんですけども、余りにもかけ離れ過ぎていてびっくりしたのが正直な気持ちです。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは次に、証人尋問についてですが、実際に審理に臨まれて、検察官や弁護人がそれぞれ意見を述べたり、書類を調べたりなどした、そういう審理をしていたわけですが、皆さんはいずれの事件でも証人から直接話を聞いていらっしゃる。証人には1番さんの事件のように被害者もいましたし、2番さん、3番さん、5番さんの事件のように情状証人といって、被告人の今後の監督などを誓うという人たちも来てくれていました。実際に人から直接話を聞いてみて感想があればお聞かせいただきたいと思います。また、こんな人を聞いてみたかったというようなことがあれば、そういう点も一緒に言っていただければというふうに思います。

では、1番さんから、証人尋問、審理のときに証人から直接話を聞いた、そういうことでわかりやすかった、かえってわかりにくかった、あるいはこういう人もいればよかったとか、そういう点、あるいはそれ以外でもいろいろ言っただければと思います。

(1番)

大分前になるんで、ちょっと忘れてしまった点もあるんですけども、私の事件では被害者ですか、実際目の前に立たれて、パーティションというんですかね、つい立ての中に入って、我々に見えるんですけども、加害者とか傍聴席の方は全く見えないという感じで、ちょっと自分も質問をそのときしたのか、そういうのを余り覚えていないんですけども、事件が強盗強姦ということで、当然来られた方は女性だったんですけども、薬も飲まれて、本当に精神的に落ち込んでいるというか、死んでもいいくらいなレベルの感じで証言台に立っている姿を見て、かわいそうというのか、何と言っていいかちょっとわからなかったんですけども、そういうのを見て、質問に対しての感想になるかわかんないですけど、私は絶対に加害者というか、そういう事件を起こしちゃいけないなということを感じました。ちょっと質問に対してこれが合っているかどうかわかんないんですけども、率直な意見です。以上です。

(司会者)

事件がたくさんあって、書類だけで被害者がこういうふうな被害に遭った、被害を受けた感情、今の感情とかを書類だけで紹介した被害者もいますし、来てくれた方の事件も実際の事件で被害に遭った模様は書類で大体調べて、今の気持ちを聞かれたと思うんですけど、書類だけで見聞きした被害者の被害感情と実際に直接聞かれたので違いがあったかとか、やっぱりつら過ぎるんで、書類でもよかったと思うか、やっぱり生の声が聞けて、表情が見られてよかったというか、心証をとりやすい、審理としてわかりやすくなったかというか、その辺はどんなふうに感じましたか。

(1番)

書類とモニターで見ている事件と実際証人尋問でしゃべった方の事件を聞いていると、やっぱり生々しくて、実際の事件はこうだったというのが、詳細まではちょっとわからなかったんですけど、結構違いは感じられたんで、そこら辺はすごくよかったですかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。では、2番さん、お願いします。

(2番)

証人台に立つこと自体がやはりかなりプレッシャーもあるんじゃないかというように感じております。特に暴力団関係者ということで、事業主さん、社長さんの会社で出所後に指導したいという証人の発言がございました。当然その中で細かい給料面とかどんな仕事するんだというようなことで裁判長が質問していましたけど、はっきりとこういう仕事でして、このぐらいのお金を払いたいということで証人として出ておりましたけど、やはり僕なんか考えるとなかなか証人台へ立つこと自体が非常に厳しいんじゃないか。それで、当然宣誓もしていますので、うそをつくわけにもいきませんし、そんなことで非常になかなか勇気の要る人だなというように感じました。以上でございます。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

やっぱりこういう裁判制度の中で占めるウエートというのはやはり証拠が、証拠主義というんですか、それが大事だということなんで、証人尋問の問いかけとはちょっと違うかもわかりませんが、証拠についての見方なり重要性なりをいろいろ見せていただいたというのがやっぱり大きなポイントだったと思います。裁判席のところでの証人の話は余り参考にならないんじゃないか。一種の証人の話し方も演技があると言ったらおかしいんでしょうけども、本当かいなというふうなやっぱりちょっと疑って聞いてしまうようなところもあるんで、私のかかわった事件につ

いては余り証人の話というのは私としては参考にしなかったというのが感想でございます。以上です。

(司会者)

逆に言うと、大事な事件の関係の量刑に関係あるものは全部書類で調べたんですよね。ですけども、例えばこういう人が証人として来てくれたら直接質問できて、あるいは表情を見聞きしてうそか本当かもっと判断できた、要するに証人として来てしゃべった言葉はあるけども、直接見ていたらちょっとそれうそくさいんじゃないかなと思うようなこともあるわけですよね。書類だったらそういうのがわかるかわからないかとかいうのも含めて、例えば取引に応じた人とか、あるいは目撃した人とか、あるいは捜査でいろいろ関係した人、そういう人を証人として調べてくれたら書類だけで審理するよりもわかりやすいと思ったか、大体そういうものは全部書類だけでよかったと思うか、その辺はどんな感じですか、逆に言うと。重要な証拠もいろいろあって、それは全部書類でやってしまったんですけども、重要な書類の中でもし証人として来てくれる人がいたら直接証人から、書類で検察官が読み上げるんじゃないくて、ちゃんと証人尋問としてやって、場合によっては裁判員の皆さんから質問してちょっとうそくさいところを確かめてみたりとか、あるいは裁判官もいろいろ細かいことを聞いたりしていましたがけども、ちょっと疑問があったらそういうことを確かめることもできたから、証人のほうがよかったんじゃないかと思うとか、その辺はどんな感じですか。

(3番)

覚せい剤事件ですから、いわゆる直接の被害者が存在しないと思うんです。ですから、被害について訴える話を聞くということが存在しませんので、証人の話を聞くということは被告人をかばう話しか聞けないんじゃないかと、そんなふうなちょっと感覚がありますが。

(司会者)

今回の事件だと、取引の客観的な状況は写真でわかったり、あるいは証拠で何グ

ラムだったかとか、そういうのもいろいろ鑑定で出てきていたり、そういうような話があった、あるいは取引の相手だと被告人と、覚せい剤を譲り受けた人たちだとかえって被告人をかばったりするんじゃないかとも思うから、そんなに証人に直接聞かなくてもいいと思ったという感じですかね。ありがとうございました。

では、5番さん、どうですか。

(5番)

私のほうは、強盗強姦ということで、女性が実際には出席はしていただけなかったんですけれども、3番の方とは真逆で、実際に来てもらって被害者本人の声をやっぱり聞いたかったというのが一番の気持ちです。以上です。

(司会者)

被害者の声は聞けませんけど、情状証人で被告人側の方が来てくれていましたけど、そういう人の直接話を聞いての感想とかはどうだったですか。

(5番)

被告人本人と、あと父親の話は目の前で聞けて、とても、全部がそうなのかというのはあるのかもしれませんが、反省している気持ちとか、今の気持ちとか、その人の表情とかも見る事ができたので、よかったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

今裁判所では直接証人から話を聞く、そういう証拠調べのほうがいいのではないかとということで、そういう方法を積極的に行おうという方針でいろいろ審理計画を立てたり、検察官や弁護人にそういう方向で証拠調べの方法を検討してもらえないかとということで協力をお願いしたりしているのですが、そういう人から直接聞く、そういう証拠調べをするということについて法曹三者、検察官、弁護人、裁判所のそれぞれ今日出席している人からも話を聞いてみたい、あるいは皆さんのほうから何か質問があれば言っていただきたいというふうに思いますんで、まず検察官からどうですか。

(検察官)

検察官としても、適切な心証を形成してもらうために書証や書面か証人を実際に呼んでお話しいただくかということは、個々の事案ごとに判断しているところではあるんですが、どうしても特に性犯罪の被害者については本当にひどい目に遭って話すこと自体苦痛だと、捜査段階で事件を起訴するために話した上に、さらに公開の法廷にまで行って自分のつらい思いを、しかも事件から一定期間たった後も思い出して話して、さらに質問を受けなきゃいけないと、ここに関してはものすごい負担がかかるので、どうしても出たくないと言われてしまうと、もちろんこちらとしても被害者の塞がりつつある傷を広げるような行為はやはりできないという観点から、なかなか出てくださいというよりは、出ることによってもしかしたら裁判員の方に適切な心証を抱いていただけるかもしれないけども、どうですかと水を向ける程度しかできませんので、なかなかそういった現実の壁を考えると、全部が全部出してもらうというのは難しいところかなと。ただ、当然出ていただいて適切な心証を持っていただくと、実際の被害者であればこういったつらいことがあったというのを生の言葉で話していただいたほうがよりいい場合もあるでしょうし、また専門家の方に疑問点をぶつけていただいて、専門的な見地から答えてもらうということが必要な場合は当然ありますので、できる限りそういった対応には応えたいという気持ちから証人として出廷をお願いするということがございます。検察庁の実情としてはそういったところです。

(弁護士)

弁護人としては、やはり事件の当事者から直接お話を伺ったほうがよろしいかと思っておりますので、そういった意味では被害者の方にもできる限り裁判所に来てお話をさせていただくということが裁判員の心証の形成にとっても有意義なことではないかと思っております。ただ、先ほど検察官も申し上げたとおりで、性的な被害者については思い出してしまうということによる二次的な被害というのは十分考えられますので、しかも弁護側としては被害者に対してもある程度弁護側の立場とし

での質問をしなきゃいけないこともございますので、なかなかそういった心理的な影響を考えると一概に必ず呼んでほしいというところまでは言えないのかなとは思っております。また、弁護人として特に自白している事件では基本的に被告人の今後の生活状況、環境づくりというものを第一に考えておりますので、そういった意味で先ほど被告人を今後雇用してくださる社長さんですとか、そういった方の証言についても積極的にお話を聞いていただければとは思っております。弁護人としては以上です。

(裁判官)

裁判所としましても、先ほど司会のほうから話がありましたが、実際に証人として来ていただいて直接話をしてもらうほうがわかりやすい審理になるんじゃないかと考えておまして、争いがないような事件であっても重要な事実のところについては積極的に証人尋問を実施していきたいと考えているところです。ただ、先ほどから少し話が出ていますように、性犯罪とかそういうものにつきましては被害者の配慮もありますので、なかなか難しい面がありますが、これからも可能であれば積極的に証人尋問していくほうがよいかなと思っているところです。以上です。

(2番)

一つよろしいでしょうか。

(司会者)

どうぞ、2番さん。

(2番)

覚せい剤の事件で今回担当した事件は2年間警察のほうで泳がすというんですか、証拠をつかむために、何か所か日中学生なんかを通る駐車場で密売をしていたという中で、それが数回、例えば弁当屋のような一般の人が出入りする駐車場で売買を行った。それが証拠写真として裁判当日提示されたわけで、写真を見られたわけですが、やはり立ち会った、担当した警察官が証人として出るということはいかないんでしょうか。

(司会者)

捜査を担当した警察官ができないかということですね、一般論として。

(2番)

2年間という間当然追跡しているわけですから、何らかのやはりそういう証人としてどうかというように思ったんですけど。

(検察官)

その事件は担当しておりませんので、細かなことは申し上げられないと思うんですが、もちろん出ていただくということは実際あり得ると思います。ただ、出るに当たって、結局書面を、写真等をお見せしながらまとめた文章を読むのがわかりやすいのか、法廷で質問するのがわかりやすいのか、ちょっと難しい問題もあって、要は法廷で聞くと質問、回答、質問、回答というやりとりなんで、必ずしもストーリーがスムーズに流れないこともあるということで、検察官としてやはり生の、ちょっと警察官の事例と離れるんですが、例えば被害者を呼んでどういうことをされたか、どういうことを言われたかというときに被害者の言い方とか、そのとき思った気持ちをなかなか文章で伝えるよりは、本人の口でしゃべってもらったほうがわかりやすいという観点から尋問するということは多々あると思うんですが、警察官はまさに見た状況なので、それを文章にまとめて読んだほうがわかりやすいこともある。それは本当にケース・バイ・ケースで、もしかしたら覚せい剤の密売の場面かと思うんですが、非常に緊迫した場面で、こういう状況でというのを警察官にしゃべってもらったほうがわかりやすいというふうに判断すれば尋問することもあるでしょうし、逆に淡々と状況を遠くから見ているだけの状況を説明するのであれば文章のほうがわかりやすいかもしれない。ですので、検察官としてはどちらにこだわるわけではなくて、裁判員の方にわかりやすいのはどちらかと、文章形式なのか、法廷での質問、回答、質問、回答というほうがわかりやすいのかで分けられる。たまたまその事件ではそんなに恐らく遠くから緊迫した場面というわけではなく淡々と見ている状況なので、文章として出したのかなと、そういうふうに考えて

おります。

(司会者)

今回の覚せい剤の事件に限らないのですが、覚せい剤関係一般の、今回の事件でも警察官を証人として覚せい剤取引とか、世の中に覚せい剤がどのくらい蔓延しているとか、そういう一般的なことを証人から話すことができないか、要するに書面で覚せい剤事件というのはこういうようなもので、覚せい剤というのはこんなに悪いんですというのを少し説明したんですけども、そうではなくてちゃんと捜査官に出てきてもらって、覚せい剤事件というのは今世の中で社会一般でどのくらい大変か、あるいはそれを取り締まるのがどのくらい大変かとか、そういうようなことを説明できる警察官一人、それから今回の事件が実際にどのくらいの規模だったかとか、そういうことを言える警察官一人、そういうのをそれぞれ証人としてできないかというような話も少ししていたんですけども、結局はそういうのがふさわしいことを言える、検察官としてその辺を特に強調して証人として言うようなことは最終的にはないということで、証人としては出てこなかったんですけども、本当に事件の内容によっては、さっき検察官からもあったように、そういうところを詳しく説明をしたほうがよくて、かつそういうふうに説明するのが書面じゃなくて人が直接やったほうが良いということであれば証人も考えられたと思います。いずれにせよ、もし本当にそういう捜査官が、実際に捜査を担当した人が山梨県内に、あるいは今回の被告人が大体どのくらいの規模でやっていたか、あるいは捜査がどんなふうに大変だったかという実態を語ってくれば、捜査官がしゃべったこと以外にも皆さんがいろいろ疑問に感じていることも直接聞けるので、そういう機会があればよかったのかなとは思ったんですけども、今回はそういうふさわしい証人がいなかったもので、そういうこともできなかったということにはなりました。

検察官、改めてよろしいですか。

(検察官)

はい。

(司会者)

ほかに何かつけ加えてみたいなことはよろしいですか。

では、次に被告人質問ということで、証人尋問というと基本的に犯罪者ではないので、質問もしやすいということも場合によってはあるかと思うんですが、被告人質問ということになると本当に皆さんから見るとふだん接しないような人というふうになるわけですが、そういう被告人から話を聞くに当たって裁判員裁判では皆さん遠慮されることも多いし、でもやっぱり直接聞きたい、こんなこと聞きたいと思ったりいろいろする、そういう被告人から話を聞くに当たってどんなところで悩まれたかとか、あるいはこんなによかったとか、あるいは勇気が要ったとか、そういうようなところ、あるいはこんなことでよかった、あるいはもっとこんなことをしておけばよかったみたいなことでも構いませんので、皆さん直接被告人に質問された方も多いんじゃないかと思えますけども、実際にした方はしてみてもうどうだったかというところも含めてお話を聞かせていただければと思います。

では、5番さんからお願いします。

(5番)

私は、被告人に直接質問もできたんですけども、反省している面も見られて、お父さん、被告人は自分がしたことでもちろん一番いけないんですけども、その被告人に対してもやっぱり家族がいて、親がいてって考えると、両親がすごくかわいそうだなというのを強く感じました。実際にやっぱり被告人に質問できて、被告人がどういうふうに、やってしまったことの後悔とか反省の面が見ることができてよかったかなとは思いました。

(司会者)

聞くのはためらいがあったりとかなくて、ちゃんと普通に聞けたか、その辺どんな感じでしたか。

(5番)

そういうのは特にはなくて、率直に本人に聞きたいなという思いのほうが強かつ

たです。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番さん、お願いします。

(3番)

被告人への質問というのは実際にはやらなかったんですけど、今回の担当した事件では被告人が前科8犯でしたかね。ですから、裁判慣れしているような感じで、あと起訴内容についても余り争うようなことがなくて、スムーズに裁判が進んだような印象がありますんで、被告人質問、私がかかわった件では余りなかったんでしょけども、実際にはいろいろやるべきであったのかと思います。といいますのは、やはり文章だけであらわせない、さっきの証人の話ではないでしょうけど、被告人の人柄なりそういったものはやはり言葉の中から出てくるはずなんで、そういったことを詮索するためにも量刑に触れるようなこと以外のことでも質問してもよかったのかなという一種の反省的なところはあります。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。では、2番さん、お願いします。

(2番)

被告人が暴力団の前科8犯、幹部ということで、やはりそういう中で特に傍聴席にもそれなりの関係者がいるという中で、やはり一番感じたのは、女性の裁判官が被告人に質問したときに顔色が変わって、ちょっと答弁の仕方が圧力をかけるような感じのにらみつけるような形で回答していました。それを見てやはり女性だからということで、先ほど3番さんが言ったように、8犯ということですので、当然裁判にも慣れていきますから、やはりそういうところで女性だからあれしたのかな。その中で裁判員がもし質問したら、もっと裁判員をにらみつけるとか、そういう後がおっかないということもございまして、一人だけかな、女性がちょっと質問したぐらいで、あとは皆さん質問しなかったんです。事件によってはやはり後怖いという、先ほど1番さんが言っていましたように、後をつけられて後ろから刺されるとか、

そういうことはないんでしょうけど、ただそういう面で暴力団というのは私たちにしてみればやはりちょっと一目置くような感じで質問ができなかったということでございます。以上でございます。

(司会者)

1 番さん, お願いします。

(1 番)

被告人質問の件なんですけども、私の裁判のときは、全員でなかったですけど、一人1回は最低被告人に質問したような記憶があります。先ほどから言っているように私の裁判のときは性犯罪の裁判だったんで、なかなかふだん思っているようなことの質問がちょっとできなかったかなという、こっちのちょっと恥ずかしさもあつたし、被告人の立場だったら答えられないなということもちょっと考えながら質問した点があつたんで、そこら辺はもっとずばつと書いてもよかったのかなというところを感じました。

あと、被告人質問で、弁護人は1時間、あと我々と検察官30分ずつとなつていたんですけども、逆のほうは私はよかったのかなと。弁護人のほうは被告人に対して余り、悪いことをした人に対してそんなに弁護する必要はないんじゃないかと。検察官、裁判所、我々裁判員も含めてのほうは逆に60分とっていただいて、弁護するほうは逆に極端に言うと5分とか10分とかでもよかったんじゃないかって感じました。逆に被告人の刑を和らげるための感じに捉えられるような時間設定かななんて思ったんですが。あとは特にはないです。以上です。

(司会者)

弁護人、今の被告人質問で、裁判所の方針もあつて最初に弁護人から事件のことも聞いてくれということで、被告人には実は捜査段階で供述調書ということで検察官がきちんと調べて事件のことを話させている、そういう調書があるわけです。それを書面を読み上げれば何で被告人はこんな事件をしたかということが大体出てくる、そういうようなところがあるわけなんですけども、それでもまずは被告人自身から

事件の話をできる限りしてもらおう。事件の性質上、ちょっと性犯罪の事細かなところを読み上げられないとかいうようなこともあったりして、一部調書で、一部口頭で言うとか、そういう使い分けをしたりもします、性犯罪のときには。性犯罪じゃなくて普通の事件のときには、調書を全然読まずに全部被告人からしゃべってもらおうというふうにもなるんですが、そういう関係で被告人にまず事件のことをしゃべってもらおうというときに、取調べのときには検察官がしているんで、検察官が事件のことを追及したほうがやりやすいし、わかりやすいというところもあるんですけども、被告人にまず優先的に質問させるのは弁護士さんが先のほうがいいだろうということで、順番は弁護士さんが先になっているんです。事件によっては先に検察官に事件の中身を聞かせてからいわゆる情状とか、事件以外のことを弁護士さんが聞く、そうすると時間はかなり半分ぐらい短くなります。今回は事件のことも、それから情状のこともまず最初に弁護士さんに聞いてくれということなんですけども、それは最初の事件のことを検察官が追及的に聞くか、弁護人が少し弁護しながら聞くかというところが事件によっていろいろなんですけども、そういうところも含めて弁護人、被告人質問先行で弁護士のほうから事件のことを聞くことについてとかも、その辺も含めてどんな感じですか。

(弁護士)

もともと取調べを受けていて、それで供述調書というのが作られているんです。当然検察官として証拠としてそれを提出しようとするわけですけども、裁判員裁判ですから、裁判員の皆様に被告人の自分の声で事実についてある程度話していただいたほうが内容的にも心証をつくるためにもいいんじゃないかと。また、被告人と弁護人との関係もありますので、弁護人から被告人に聞いたほうが話しやすいところもあるかと思えますので、そういった意味で事実の経緯ですとか、あと当然どんな被告人であれその人にとって全てが悪いということではないとは思いますが、その人にとっていいことも、いいことというわけではないですけども、その人の情状にとって有利なことも十分あるかと思えますので、その点も弁護人の立場から

のほうが聞きやすいということもありますから、そういったことも含めて全て裁判員の皆様には聞いていただいて、それでも漏れとか足りないんであればまた供述調書が出てくるわけで、そういった意味で単に被告人を弾劾する場ではないので、そういった意味でよくわかっていただく、また本人の話を聞いていただいたほうが本人の人柄もわかっていただけると思いますので、そういうスタンスで被告人質問を弁護人からちょっと時間をある程度とってやらせていただいているという次第です。

(司会者)

弁護人から最初に事件のことを聞くときには、弁護するだけじゃなくて、有利なところもあるのでと言っていました、不利なところ、要するに追及すべきところ、検察官が聞けば当然追及するところもちゃんと聞いているということなんですか。その辺はどういう感覚でやっておられますか。

(弁護士)

ある程度事実の経緯については特に認めている事件についてはそこまで検察官との話で差が出てくるというわけではないので、またこちらにとって不利なところはあえて検察官に聞かれるまでもなくこちらのほうで質問してしまって、答えていただいたほうが全体的な配分からもいいのかなと考えておりますので、こちらからも単に有利なことだけしか聞かないというわけではなく、不利な事情についてもあらかじめ聞くことも多いことは事実です。

(司会者)

検察官の立場からはどうですか。検察官が先にやったほうがいいのか、弁護人との役割分担で仕方ないと思っているか、その辺の率直な感想を。

(検察官)

裁判員裁判の調書、要するに捜査段階で作った調書と被告人質問といういろいろな歴史的な経緯もあって、いろんなやり方を模索してきた結果現状こうなっていると。一昔前は検察官がつくった調書について弁護人が特に問題ないということであれば、法廷で読んで、足りない部分は法廷で聞くというようなスタイルもありましたし、

検察官が先に聞くというような場合もあったんですけども、多分全てのやり方に一長一短あって、どれが正しい、どれが心証を形成しやすいというのは本当に個々の事件ごとだと思いますので、なかなかどれがいいというのをこちらから申し上げるというのは難しいところではあるんですが、このやり方が全ての事件で通じるかというと、例えばどうしても弁護人というのは国が起訴して、それに対して一人の弱い被告人の立場を守るという、基本的には被告人の側に立つことがもちろん求められる立場なので、どうしても被告人がここは答えたくないというところについて深くどこまで追及できるかというのは立場的に、構造的な問題もあるので、事件ごとにもしかしたら柔軟な対応が必要なのかもしれません。ただ、現状のやり方で特に検察官としてもものすごく不満があって、どこを変えたいというものはなくて、とにかく我々としては被告人の特に自白事件であれば反省の度合いとか、そういったものについて一番生のものを的確に裁判員に見ていただくのはどういう方法がいいのかという観点から見て、このやり方も一つ合理性があるのかなということを感じております。雑駁な意見ですが、こういった感じです。

(司会者)

1番さんの事件で最初に被告人から何でこんなことをやったんだといういきさつから、性犯罪したくなった事情から、実際にこんなことしましたというような話も一定程度弁護士さんが被告人に聞いていたわけです。追及が甘いみたいな、ちょっと弁解させているんじゃないかなと思うようなところはあったという感じですか。もうちょっと検察官がやればきつともっと厳しく追及しているのにと思ったようなところがあったんですか。

(1番)

それは、正直検察側が被告人に対して上から攻めるような感じは捉えられます。弁護士さんは被告人をやっぱり守る立場なんで、このベクトルの差が激しかったのかなというのは感じました。特に自分は隅のほうの席にいたんですけど、検察官のちょうど前あたりだったんで、特にそこら辺は言葉とかも検察官のほうの声のほう

がどうしても近かったんで、大きく聞こえたんで、そこら辺は差がすごくあった。当然だと思っんですけど、それはちょっと感じました。

(司会者)

順番とか時間の配分とかがちょっと弁護人に偏っているように見えたということですか。

(1番)

当時は余りそういうことを感じなかったんですけど、今日ここに来て当時のことをちょっと待合室で考えていたら、時間の感覚が弁護人のほうがえらく長かったかなというのをちょっと感じたんで、今ちょっと質問させていただきました。

(司会者)

では、次の話題に移りますけども、検察官や弁護人に対して思うことということで、検察官、弁護人は法廷でいろいろな主張、自分の言い分を言ったり、証拠を説明する、紹介したりしてくれたわけですが、実際に検察官や弁護人の法廷での活動について皆さんがどう感じたかお話を伺いたと思います。法廷での声が小さかったとかいう、内容じゃなくてそういう形式的なところも含めてですけども、そういう形式的なところあるいは内容的なところで質問の仕方がよくないとか、あるいはそもそも質問自体が何聞いているかわからなかったとか、そういうようなところでも構いません。あるいは、いろいろな説明するのに最初に冒頭陳述ということで、この事件についての概要を述べて、こういうことについて検察官や弁護人は主張して証拠によって証明しようと思っているという冒頭陳述、あるいは審理が終わった後に論告、求刑や、あるいは弁護人の最終的な弁論というのがありましたけど、そういうときに読み上げるとき、説明するとき紙を配ったりもしていましたけども、そういう自分の言い分を書いた主張ペーパー、冒陳メモとか弁論メモとか、そういうようなメモをお配りしたと思いますが、そういうものがわかりやすかった、あるいは逆にわかりにくかった、そういうようなことでも構いません。検察官や弁護人がどういう訴訟活動をしてくれたほうがもっとわかりやすいと思う、あるいはこう

いうところがわかりにくいと思う，こういうところよかった，よくなかった，そういう感想的なもの，批判的なことでもいいですし，よかったというところを言っていただいても構いませんので，そういう感想的なことあるいは指摘的なところ何かあればお話をいただきたいと思います。

では，5番さんからお願いします。

(5番)

弁護人の声が非常にすごく小さくてわかりづらかったです。それと，裁判官の話し方とかがわかりやすかったので，余計にそう思ったのかもかもしれませんが，弁護人の声がすごく小さくて，みんな全員がそういう意見だったんですけども，書類とか配ってくれた資料はわかりやすかったんですけど，実際裁判に入ってから弁護人の声が非常に小さくてわかりづらかったです。以上です。

(司会者)

3番さん，お願いします。

(3番)

あらかじめ配られたメモがあったために，検察官，弁護の方が主張することについては非常にわかりやすかったと思います。検察の方が立件するためのいろんな資料をつくる御苦労に比べ，弁護側のほうはそれほど，事件そのものは揺るぎないということで，どちらかというとな綱引きするようなことはなくて，ごめんなさい，刑を軽くしてくださいというふうな程度のことしか，私がかかわった事件ではそういうことしかなかったような気がしていましたので，裁判の検察と弁護というのはこういうものかぐらいにしかちょっと印象は残っていないんです，実は。ですけども，やりとりを聞いていますと，もう少し犯罪を憎むためには検察の方がもっと頑張っていたほうがよかったのかな。特に暴力団絡みというのは立件された，今回の場合は密売だけですけども，事件として上げたのは麻薬に関する密売だけだったんですが，暴力団にかかわるいろいろなもっと大きなことがいっぱいあるような気がしてしょうがなかったんですけど，そういうところには踏み込めなかったのかな。

これは事件の中身の話なんでしょうけども。ですから、検察の方にはもっともっと頑張ってくださいというような気がしておりました。以上です。

(司会者)

2番さん、お願いします。

(2番)

検察官の冒頭陳述もはっきり非常に聞き取りやすく、先ほど3番さんが言ったように、弁護士さんのほうは前科8犯だから、擁護するということのかな、それが無いような感じで陳述をしていたというのが私の感想でございます。ただ、やはり検察官も裁判員裁判の場合は専門用語がなかなか裁判員にはわからない部分がたくさんあると思いますので、その辺をできましたら一般の人間がわかるような陳述でお話ししていただければありがたいというように思っております。以上でございます。

(司会者)

1番さん、お願いします。

(1番)

検察官の質問が被告人に対してあったんですけども、性犯罪の事件だったんで、検察官が被告人に対して質問をするのは当然なんですけども、被告人が答える時間が5秒、10秒ってちょっと被告人が答えられない時間があると、結構検察官はそこを突っ込んでくるというか、どうですかというのが結構あったような記憶があります。被告人のほうでちょっと言いづらいという面もあったと思うし、そこら辺はもう少し余裕を持って、これが30秒、1分とか答えられなければどうですかという追及はしてもいいかななんてちょっとあったんですけども、そこら辺は何回か気になる点が当時ありました。あと、弁護人のほうは先ほど5番の方とか皆さん何人が言われたように、私席のほうはちょっと遠かったんで、二人いまして、女性の方のほうは結構聞こえたんですけども、男性の方のほうは余り声が聞こえてこなくて、女性と男性の性犯罪に対するちょっと違いがやっぱりあるのかな。女性のほうはやっぱり弱い立場と言っちゃ悪いんですけども、そこら辺でちょっと感情が入ってい

るのかなというのをちょっと感じました。以上です。

(司会者)

ほかの人の話も聞いて、そういえば私もこんなこと思うとか、こういうところちょっと言っておきたいとか、いつもお願いしているんですけども、今後のよりよい裁判員裁判ということを考えれば、何か思うことがあれば遠慮なく言っていただき、直すべきところがあったら本当にどんどん指摘していただけるとありがたいんですけども、何か改めてつけ加えて言っておくことはないですか。逆に当事者の立場からこんなところどうですか、こんなところ聞きたい、あるいはこういうところちょっと言っておきたい、こういう自分の立場をわかってもらいたいでも構わないんですけども。

では、今度は弁護人のほうからどうですか。裁判員の皆さんに何か質問したいところとか、ちょっと言っておきたいことがあったら。自分の経験踏まえて、立ち会われてはいない、同じ事件でやっておられないかもしれませんが、自分がやった事件でもこんなことあったけど、こういうところどうですかとか、あるいは一般論でも構いませんので。

(弁護士)

1番さんと5番さんにお伺いしたいんですけど、弁護人の声が小さい場面にやはり自分として内容がとれないというような話になってしまうんですか。

(1番)

聞こえなくて全然わからないということですか。

(弁護士)

はい。

(1番)

それはなかったです。一応男性、女性の声も私のほうで両方は聞こえていましたけど、ちょっと男性の方は声が小さかったんで、もう少し検察側のようにはっきり言っていただければもう少しよかったのかな、そこら辺はちょっと感じました。

(弁護士)

5番の方はどうですか。

(5番)

すごく小さくて聞き取りづらかったので、裁判官に言って声を大きくしてくださいって頼みました。

(弁護士)

声が小さいことによってやっぱり質問の内容が余り聞き取れなくて、自分の中で理解度が進まないというような感じになるということなんですか。

(5番)

声が聞き取りづらかったので、余りわからなかったです。そのとおりだったので、裁判官のほうに伝えました、

(弁護士)

あと、とかく書面を見ることって多分弁護士は多いと思うんですけど、そうではなく直接書面をできる限り見ないで裁判員のほうに向いて話すというスタイルについてどう思われるかというのをお聞きしたいんですけども。

(司会者)

例えば冒頭陳述とか最後の弁論とかで、あるいは検察官も冒頭陳述とか論告とかあるんで、検察官は結構書面を持っているけど、顔を上げて声を前に向かって発声して、皆さんのほうを見たり、声を大きくしたり声を張る、張り上げるじゃなくて、張った声、ぴんとした声で前向いて大きな声でというのは多分検察官は意識していると思うんです。それで、皆さんに伝わりやすいんじゃないかと思うんですけど、逆に弁護人は書面を見ながら下を向いて、書面を下に置いて書面を見ながらぼそぼそ言うタイプの弁護人を時々見かけるんですけども、そういうのと比べてということも含めて、皆さんが体験した弁護士さんがどうだったか、あるいはそもそも書面を見ないまま、覚えてきたり、あるいはアドリブでその場の今までの審理を踏まえてしゃべるという人もいました。2番さん、3番さんの事件では弁護士さんが書面を

余り見ないで、なるべく顔上げてしゃべっていたんじゃないかと思うんですけども、そういうような印象も含めて、下を向きながらしゃべるのがいいか、場合によっては書面あってもいいから、上を向いてほしい、あるいはそもそも書面なしで覚えてちゃんとしゃべったほうがもっと印象がいいと思うか、その辺はどんな感じですか。まず、声が小さかったと思う方から先に言ってもらえますか。

(5番)

すごく印象に残っているのがやっぱり声が小さくてわかりづらかったというのがすごく印象に残っていたんですけど、やっぱり書面を見て下を向いているというのもあったんですけど、書面はあってもいいので、ある程度は上を向いてというほうが印象はよかったのかなという感覚を私は持ちました。検察官のほうは本当に自信が満ちあふれていたような、すごく対照的だったので、すごく印象は検察官のほうによかったです。

(司会者)

同じように声が小さかったという感じなので、1番さん。

(1番)

私は、声は届いていましたんで、聞こえなかったということではなくて、事件のことは耳まで届いていました。書面を今見て顔を上げるとか、下を向いて読むとか、全部覚えてきて言ってもらおうという、どれを選ぶかという、自分の場合は別に書面を見て下を向いてしゃべるのは全然構わないと思います。理由としては、正確に言っていただければ私は問題ないんで、ちょっと声を大きくして、書面を下を向いても構わないので、正確に物事を伝えてくれれば私は構わないと思います。以上です。

(司会者)

2番さん、どうですか。

(2番)

私の担当した事件の場合は、先ほどもお話ししましたように、前科8犯というこ

とで、弁護士さんも割と年齢のベテランの弁護士さんということで、先ほど裁判長が言いましたように書面を見なくて本当に5分から10分ぐらい陳述したというのが印象でして、やはり書面を見ていませんので、裁判員のほうを向いて説得するような形でお話をしていたというのが印象に残っています。以上でございます。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

書面中心というんでしょうか、書面がしっかりしていれば、検察の方でも弁護の方でもしゃべり方がどうこうだとか、キャラクターがどうこうだとか余り気にしなくともいいんじゃないかと思います。それによって、弁護人、検察の方の態度によって量刑が変わるとか、そういうことはちょっと考えにくいものですから、聞きにくいとか、そういうのはもちろんそのときに裁判長が注意すればいいだけの話で、特にそれについてとやかく言うことはなくてもいいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。ほかに何か聞いておきたいこととか、あるいは今の話を踏まえてまたさらにでも構いません。

(弁護士)

それじゃ、もう一点ですけど、書証、供述調書ですとか、実況見分の調書ですとかというのを検察官はよくパネルに出して説明することが多いんですけども、やはり裁判員のほうとしてはそちらのほうがよく理解できるというような感想なのかちょっとお聞きしたい。

(司会者)

何と比べると。

(弁護士)

そういうパネルに映さないで、例えば弁護人とかが読み上げるだけでやるような場合ですとか、そういう場合と比べて。

(司会者)

いろいろな証拠を説明するときに、画面に映し出しながら図とか表とか写真とかに基づいて、あるいは文章でも文章を映しながら読み上げるほうがよいか、何もなしで本当に言葉だけで説明するほうがよいか、あるいはどっちがわかりやすいかと、そういう感じでいいんですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

その辺はどうですか。どなたでも。3番さん。

(3番)

やはり書き物があって、それを見ながら、というのは我々は余りそういう意味ではそういう経験が浅いものですから、書いたものを見て、それを耳にしながらか判定するというふうなことは重要だと思います。言葉だけで聞くと、言葉の意味も文字で見るよりも聞くだけですとわかりにくい面が結構あるんじゃないかと思いますんで、これは理解する上で重要だと思います。

(司会者)

では、2番さん、どうですか。

(2番)

今お話ししましたように、裁判員は素人ですから、やはり書面でいただいて、できるだけそういう映してやるとか、そういう説明のほうがわかりやすく理解ができるんじゃないか。やはり目で見て読むということになると、ある程度頭にも入りますので、ただ話を聞くとこっちから行ってこっちに抜けちゃうとか、物覚えが悪くなっていますので、そういう面で文書でお願いしたいというのが私の考えです。

(1番)

私も皆さんと一緒に書面よりか、当然書面はあったほうがいいんですけど、図解とか写真とか映像が必ずあったほうがわかりやすいですし、書面だけだと理解に苦

しむというところがやっぱり結構ありますので、そういう何らかの先ほど言ったように映像，写真，図解で示してくれるとすごくありがたいというか，わかりやすいです。以上です。

(司会者)

5番さん，どうですか。

(5番)

皆さんと同じ意見で，書面はあったほうがいいと思います。

(司会者)

検察官，何かありますか。

(検察官)

検察官として事件に臨むときに，当然我々は被告人に有利な事情も不利な事情も踏まえた上で刑を決めるという立場なんです，被告人質問の中でどうしてもその前に弁護人から被告人に有利な情状を出している状況なので，もし不利な情状として出すべき点があれば当然出す立場にありますし，中には傍聴席とかに被害者がいる場合あるいは被害者の御家族がいる場合に，どうして検察官はきちんと追及しないんだというような立場にありますので，基本的なスタンスとしてはやはり被告人に質問するとき被告人を追及する立場になると思うんです。他方で皆さんが御経験されたのは全て自白事件ですので，法廷に出ている被告人は当然ながらやりました，済みません，反省していますという状況にあります。ですから，表現が適切かわかりませんが，いわば水に落ちて溺れているような者にやり方によってはさらに石をぶつけるような態度に見えてしまうところから，余り横柄にならず，かつ詰めるところは詰めるという立場で質問する立場であることを自覚しながら恐らくみんな検察官は質問しているかと思うんです。ですので，ぜひそのあたり皆さん御経験された裁判員裁判の担当検察官が被告人質問しているときの質問内容とか，質問の仕方，しゃべり方についていい点，悪い点あればぜひ御指摘いただければというふうに思っております。

(司会者)

被告人質問で罪を認めていて、基本的に反省しているはず、そういう被告人に対して時々高圧的とか威圧的とか、検察官のほうが悪いかというように、そういうことをたまにうわさに聞いたりするんですが、皆さんがやった事件で被告人に対する検察官の態度がどうだったか、どういう印象を持たれたかというところを簡単にちょっと順番に。では、1番さんから。

(1番)

私の裁判のときは、特に検察官が先ほど言ったようにやっぱり攻める側という立場だと思いますんで、ちょっと強いところはありませんでしたが、強いといっても変な口調で言っているとか、しゃべり方がいかにも攻撃的というのは特に感じられませんでしたので、声もしっかり出ていて、私にとっては大分聞きやすかったんで、このままいっていただければいいというんじゃないですけど、私にとっては聞きやすくて、写真とか図面とかも見やすかったんで、よかったかなと思います。以上です。

(司会者)

特に検察官の態度で不快に思うとか、ちょっときつ過ぎるんじゃないかと、そこまで思うようなことはなかったということですね。

(1番)

そうです。それはなかったです。先ほど言ったように、被告人に対して質問というのが結構あるじゃないですか。そのときに被告人が回答できないときがやっぱりどうしても出てきたんで、例えばさっき言ったように10秒ぐらい待って回答がないとどうですかみたいなのがあったんで、それはもう少し時間を長目に、1分とか回答がなければどうですかという感じでもいいのかなという、そこら辺は思いました。

(司会者)

ありがとうございます。2番さん、お願いします。

(2番)

私の裁判ははっきりと、先ほど1番さんが言っているように、強い口調じゃなく

てもはっきりした言葉で被告人に質問していたということで、非常にわかりやすい質問じゃなかったかなというように思います。以上でございます。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

私の場合は、やはり検察の方は立派でよかったと思います。事件の内容が暴力団絡みでしたので、そういう意味では検察の方の態度というのは重要だと思ったんですが、よかったと思います。

(司会者)

5番さん、お願いします。

(5番)

私が出席した裁判の検察官の説明は非常にわかりやすかったです。少し口調が荒くなったような場面も見受けられましたが、すごくこっちに受けるような感じではなかったです。

(検察官)

もし差し支えなければ、具体的にどのあたりかというのを御指摘いただければと思います。

(5番)

私が被告人に出会い系サイトで知り合ったことなので、性行為を目的とした出会い系サイトだったかというのを質問したときに、被告人がそうだというので、出会い系サイトというので私はひっかかったんです。女性もある程度自分の身は自分で守る意思とかというのは必要だと思っていたので、最初にこの事件を読んだときは被告人がすごくいけないんだって、私の中ではすごく強姦なんてよくない、もちろん全部の罪でよくないんですけども、きっかけが出会い系サイトだったということで、女性もそれを目的としてって捉えられても仕方がないのかなというのが私の中ですごく強く思ったので、それを質問したときに、検察官の口調はちょっと強くな

ったんですけど、すごくこっちに悪影響というか、ダメージがあるような印象ではなかったです。

(司会者)

では、次の話題に行きたいと思います。

皆さんいろいろ御苦労された点だと思うんですけども、量刑を決める上での感想というところになります。全ての事件で有罪ということで刑を決めていったわけですが、裁判官と裁判員皆さんと一緒に考えながら刑を決めていったわけですが、刑の重さを考える上でどの事件でも皆さん悩まれていたんではないかと思うんです。実際に刑を決める上で皆さんがどのような感想をお持ちになったのかお話しただければと思います。本当に感想的なところで具体的にこんなことがあった、こういうような話がこうなった、評議の秘密、具体的な評議の内容ではなくて、あくまでもちょっと抽象的に、難しくなると思うんですけど、感想的なこと、悩みとか、あるいは充実感でもいいですし、今でも悩みが残っているという話もありましたけど、そういうのも含めて、まずは言いたいことを言っていただければというふうに思いますので、では1番さんからお願いします。

(1番)

どういう感想を言えばいいですか。

(司会者)

量刑で悩みがあったか、結構すっきり決められたかとか、重過ぎるとか軽過ぎるとかいうとちょっとよくないので、本当に量刑を決めるに当たって悩んだこととか、難しかったかそうでもなかったかとか、そういうような感じで本当に感想的なところはどうですか。

(1番)

こういう裁判員というのは生まれて初めて参加したんで、刑の重さというのがまずどのぐらいかというのが全くわからなくて、皆さんで話し合うという場があったんですけども、実際正直私があるときに発言した刑が重かったのか軽かったのかと

いうのは今でも実際わからないですし、標準と言っちゃ悪いですけども、どこら辺の値だったのかなというのは今でも思います。こればかりは本当に素人なんで、仕方ないんですけど、そのぐらいしか今感想はないです。

(司会者)

2番さん、お願いします。

(2番)

私の思ったこととございますけど、裁判官の方から幾つかの判例を見せていただいて、説明を受けて、それに基づいて金額の面の、密売の場合1億円の取引したとか、あるいは初犯だったとか、それぞれの判例の中で判断をして求刑ということで、ただやはり検察官の求刑よりは、新聞なんか見ていると、大体最終的な判決を見ますと1割から2割は刑が短くなっているということもございまして、そういうことも考えながら判例も参考にさせていただいて、それなりの評議の中で皆さんでこのぐらいの刑じゃないかというような形で私も参加をさせていただきました。判例というのは、やはり私たちにしてみれば金額が多いから刑が重くなる、あるいは初犯だから刑が軽くなる、そういうことも当然あるでしょうけど、やはり前科8犯ということに対して、9犯目かというようなことで刑は決めちゃうんじゃないかなということですので、やはり判例をもとにして僕はよかったなというふうに思います。以上でございます。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

求刑8年に対して判決は6年で、2年輕減されたんです。私の感覚としては暴力団絡みで前科8犯ということがかなり大きいのではなかったのか。ですから、検察の方の量刑がむしろ妥当ではなかったのかというのが私の感覚だったんですけど、2番の方もおっしゃっていたように、判例というんでしょうかね、それがやはり右へ倣え的に判決の数値になってくるのかな。個々の事件ももちろんそれなりに個別

に判定はしなくちゃいけないんでしょうけども、やはり世の中一般の判例、我々の感覚がとやかく言える領域ではなかったのかなという気がしました。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。5番さん、お願いします。

(5番)

量刑を決めるのは5日間の中で一番難しくて、一番疲れたし、精神的なダメージもすごくあったんですけども、一般的な一般市民の私たちの全然わからない刑、大体このぐらいと言ったのと裁判官の大体こういう例って事例を見せたときに、一般的にすごく刑って軽いんだなというイメージを持ったのは覚えているんですけど、今でも自分が出した刑が正しかったか間違っていたのかというのも疑問に思うし、それを考えるとちょっと精神的に疲れるので、余り考えないようにしています。

(司会者)

最後にこれから裁判員裁判に参加する方へのメッセージということで、皆さん自分が経験したことを踏まえて、今後また甲府で毎年何件かずつ裁判員裁判行っていくます。今も何件か既に予定されているわけで、今後もずっと裁判員裁判が続いていきますが、今後裁判員になられるであろう一般の県民の方に裁判員を経験した皆さんのほうから何か伝えておきたいこと、言っておきたいことがあれば、いい方向でも悪い方向でも、あるいは裁判員に限らず社会全体みたいな話も先ほどありましたけど、そういうのも含めて何か社会に対して、あるいは一般の県民の方に対するメッセージ的なものがあればというか、皆さんの感想的なもので構いませんので、メッセージ的なものをお話しただけであればというふうに思います。

では、1番さんからまたお願いします。

(1番)

質問のほうは全てちょっと難しかったんですけども、これから裁判員裁判に参加する方々へのメッセージ、これもちょっと難しいんですけども、私が裁判員裁判に選ばれて、職場でいろいろ聞かれることがありました。人によっては抽選で当たっ

でも絶対に嫌だという方もいますし、当たったら行ってみようかなという方も当然いますし、ぜひ参加したいという方も中にはおられました。多分、今の制度はランダムにくじで当たった人が参加できるというシステムなんですけども、制度もちょっと変えられるかわかんないですけど、ぜひ出たいという方も当然周りにはかなりいると思いますので、そういう方々も積極的に参加できる制度があればまた違った裁判員裁判の制度ができてきて、いい方向に行くか、悪い方向に行くか、横ばいなのかというのはちょっとわからないですけども、そういう制度があってもいいんじゃないかと今感じています。

(司会者)

2番さん、お願いします。

(2番)

私がやはり実際参加させていただいて、いろいろな人からよかったねと、ラッキーだったねという意見が非常に多くて、今1番さんが言いましたように積極的にやってみたいと、実際参加してみたいという方がかなり僕はあるんじゃないかなというように感じました。ただ、先ほど一番最初に5番さんが言いましたように、やはり会社に勤めている、現役で勤務している方については、先ほど話しましたように欠勤扱いになるとか、そういうことでなくて、やはり事業主さんがそれなりの理解を持って積極的に参加させるような仕組み、法律的なものも含めましてもう少し裁判所のほうから事業主さんに対して、特に中小企業が山梨県の場合多いものですから、そういう事業主さんというのはほとんど理解していないと思います。ただ、事業主さんによっては、例えば10人ぐらいの事業主さんでも積極的に参加させるという話も聞いております。そういうことで商工会議所とかそういういろいろな機関を使って裁判員制度にもし抽選で当たった場合については積極的に参加させるように、本当にいい人生経験になると思いますので、そういうこともやはりPRが必要じゃないかというように思いますので、今後そういう事業所に対してのPRも、当然していると思いますけど、もう少し中小企業に向けて、大企業、銀行とかそうい

うところもそうですけど、僕も仕事の関係でいろいろ事業主さんと話すんですけど、こういう制度があって、こういうところに参加してよと、従業員にもしそういう形で抽選が来たら積極的に参加するよとということでも事業主さんにお話ししています。そういうことでやはり事業主さんの理解が一番必要じゃないかというのは感じたところでございます。以上でございます。

(司会者)

3番さん、お願いします。

(3番)

犯罪者に刑罰を科すという重大なことを行ったわけなんですけど、いわゆる経験したことのないことを経験できる、一つの事件にかかわっただけなんですけども、そのことによって裁判というものについての理解が深まる、これは非常によかったことではないかと思えますし、こういうチャンスはぜひ一般の方も、これからの方もぜひ受けるべきだと思います。チャンスは生かすべきだと思います。以上です。

(司会者)

5番さん、お願いします。

(5番)

今まで経験したことのない経験ができて、自分もいろいろ考えさせられる部分もあったし、たくさん勉強になってよかったと思っています。さっき言っていたいたんですけど、事業主、個人事業主さんのほうとかにもっと参加できやすいような体制ができれば、早く整えていただければいいかなと思っています。以上です。

(司会者)

今度は質問タイムということで、まず一緒にテーブルを囲んでいる法曹三者からの質問で、途中でも質問していただきましたけど、全体を通じて改めて裁判員経験者の皆さんに何か聞いておきたいことがないかということで質問していただきます。その後時間がありましたら報道関係者の方にも質問はありませんかということでお聞きしたいと思います。

ではまず、検察官から何かありませんか。

(検察官)

1点だけ、冒頭から現在までお話をお伺いして、市民感覚という言葉が何回か出たかと思うんですが、それについて反映できたというような趣旨の話もあったし、ちょっとうまく取り込めていなかったようなお話もあったんですが、皆さん御経験して、最終的には判例に引きずられたような感じという印象なのか、あるいは自分の中で市民感覚を十分に発揮できた、あるいは結論としては判例によってしまったけども、言いたいことは十分言えたとか、その辺の御自身のおのおの御担当された事件に対する意見を十分に評議の中で言って納得いく議論ができたかというところを、抽象的な質問で申し訳ないんですが、お聞きできればと思っております。

(司会者)

1番さんから。

(1番)

正直に言いますと、言えなかったことというのは結構ありました。なぜかという、5番さんと事件が一緒に、性犯罪ということがありましたんで、私の場合5日間参加したんですけども、来る前とか来る前の日とかやっぱり少し考えながら来ていたんですけども、これをちょっと聞いてみようかなとか、質問してみようかなということはある程度考えてきたんですけども、やはり恥ずかしさというのもありますし、生々しい表現とかも結構出てきますんで、ちょっとそこら辺に抵抗を感じて、正直ちょっと言えなくて後悔したかなというのは10か月たった今でもたまに思い出すときがあります。あとは特別なかったです。

(司会者)

結論出すときに自分の感覚とか、そういうようなところを十分言えたかとか、反映できたとか、最後は裁判官に引きずられた、あるいは裁判官じゃないけども、前例というか、量刑データの的なものも皆さんの事件でどの事件でも示しているんですけど、そういうものに引きずられたとか、あるいはそれに引きずられたんじゃない

て、それを基準に納得いって決められたのか、その辺の自分の感覚と結論のところ
で納得とか、十分議論できたとか、そういうところも聞きたいという感じですか。

(検察官)

はい。

(1 番)

量刑とかですか。

(検察官)

はい。

(1 番)

私の場合余り、先ほど言ったように守秘義務みたいのがちょっとあると言ったん
で、詳しくは多分言っちゃいけないと思うんですけども、量刑を決める上では、も
う少し裁判員の強い意見もそこに反映されてもいいんじゃないかなというのはちょ
っと感じました。以上です。

(司会者)

2 番さん、お願いします。

(2 番)

私のほうは、やはりそれぞれの裁判員さんが裁判官と一緒に評議の中で減
刑する部分、それからそういう形のメモ用紙というんですか、附箋書いて、それで
黒板に張って、いい面、悪い面というような形で大分、事件が事件だったもんです
から、それなりの意見は僕は皆さんから出たんじゃないかということで、8年の求
刑に対しての6年という結論に対しては、僕はほとんど意見としては出尽くしたと
いうように思っております。以上です。

(司会者)

3 番さん、お願いします。

(3 番)

意見を述べるほど経験も知識も持ち合わせていないんですが、実はこの裁判やっ

て感じたことで、最後の最後に判決が出て閉廷するときには暴力団絡みの、傍聴席に暴力団関係者が多数来ていたんですが、その人たちが被告人に対して激励をしているんです。これは刑を終えて戻ったらまた暴力団に戻ってしまうようなことが非常に危惧されたんです。ですから、そういうことまで考慮して量刑することはできないんでしょうけども、やはり裁判員制度があると量刑が軽くなる傾向になってしまうのかなというふうな、その辺の心配がちょっとしました。以上です。

(司会者)

5番さん、どうですか。

(5番)

評議の中でいろんな意見を出し合えて、また裁判官のほうからもたくさんの説明をしていただけたので、事例とかも見て、よかったと思います。私の感想としては、全体的に刑が軽いんじゃないかなという印象は強く持ちました。以上です。

(司会者)

弁護士、どうですか。

(弁護士)

先ほどの検察官の質問にかかわるようなことなんですけど、5番の方なんですけど、最初に感想で一般的な市民感覚とかなり違ったのが驚いたというようなお話があったんですけども、具体的に言うとどの辺、やっぱり量刑なんでしょうか。

(5番)

量刑の面で人を一人殺して何年とかというのがあって、それに関しての今回の強盗強姦ではこのぐらいという説明とか、いろんな事例を見たときに、私の中の感覚としてはすごく甘いというか、すごく短い、量刑軽いなというのは私の感覚では感じました。

(弁護士)

以上です。

(司会者)

では、最後に裁判所からお願いします。

(裁判官)

評議等で裁判官のほうから裁判の手續とか刑罰の関係とか、いろいろ説明を必要があればしていたと思うんですが、そういう中でこういう説明があればよかったとか、こういうところもう少し説明してほしかった、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思います。

(司会者)

1番さんから何かあれば。

(1番)

説明ですか。

(裁判官)

評議の中で質問があれば答えていたと思うんですが、もう少し今思えばこういうところ聞いておけばよかったとか、何か評議の中とか量刑を決めるに当たって、裁判の手續とかでもいいですし、刑罰の関係でいえば刑務所のこととか、いろいろそういうことで何かもう少し説明が必要だったんじゃないかと思われるところがあれば教えていただきたいと思います。

(1番)

率直に言って私のほうは特にはないです。5日間やっぱり緊張もしていたんで、正直そこまでは考えられなかったのかなということはちょっとあります。全然今関係ないですけど、ちょっと1点思ったことがあったんですけど、裁判員の補欠の人が2名いたんで、その人たちがちょっと実際直接質問ができないというところがあったんで、同じ壇上というか、グラウンドにいたんで、補欠制度というのはなきやいけないとは思うんですけど、もう少し質問の場があってもよかったのかなというのはちょっと今思い出したんで、回答しました。以上です。

(司会者)

2番さん。

(2番)

私は、裁判長さんが非常にわかりやすい言葉で丁寧に説明していただいて、非常に判断を下すのに勉強になりまして、本当によかったなというように思います。以上でございます。

(司会者)

3番さん。

(3番)

事前に裁判所の中を案内していただいたんですけど、できましたら実際の裁判をしているところを見学できるような、任意の参加なんだろうけども、裁判員候補になってから決まるまでに多少時間がありますので、その期間の中でこういう裁判があるんだけど、もし傍聴するなら来てもいいよというふうなアナウンス、そういうことがあればちょっと事前に裁判とはどういうものかがわかりますんで、そういうインフォメーション出していただければよかったのかなと思います。

(司会者)

5番さん、どうですか。

(5番)

特にはありません。

(司会者)

マスコミの方で、何か質問されたい方はいらっしゃいませんか。

(読売新聞記者)

本日はありがとうございます。先ほどから皆様のお話の中で御自身が考えていた量刑と実際の判例だとか担当された事件での量刑の落差というか、違いについてお話しされる方が何人かいらっしゃいましたけれども、そうしたものについて実際裁判員裁判に臨まれる前の御自身の量刑の価値観というか、感覚というのはどういうところからつくられていたのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。あともう一つ、我々報道する立場からすると、どうしても裁判って死刑とか無期懲

役になるような大きくて重い事件の報道量が大きくなってしまいうんですが、そうしたことから影響というのはあるのかどうかという点もあわせてお伺いしたいと思います。

(司会者)

では、5番さんからどうですか。

先ほど一般的な感覚というのも含めて裁判でいろいろな量刑データを示したり、あるいは裁判官が量刑全体の考え方を説明したりしたときに、いろいろな事件って大体こんな感じですよと言ったりしたときの感覚と自分が思った感覚、何で犯罪の刑がこんな軽いんだろうみたいな、自分はずっとこういう犯罪だと重くていいんじゃないか、直感的に最初に聞いたときに、と思ったところがあったということなんですけど、自分のそもそももっと重くすべきだとか、こんな事件のときにはこのぐらいの刑でいいんじゃないかと思う感覚があったとしたら、それはどういうところからそういう発想になったか、あるいは自分は何でこういう事件だとこのぐらいの重さだと思うかというのは、どういうところから来たんでしょうか。

(5番)

どういうところからも来ていないんですけども、今回の私がかかわった事件で裁判員に選ばれた人は単純にというか、自分の意見で量刑が10年って私も思ったんですけど、いろんな事例を見たりとか、殺人でも10年だったら強盗強姦はもっと軽いんだ、自分の中で殺人と強盗強姦というのを、自分の感覚だけなんですけども、考えたときに、殺人が10年で、強盗強姦も10年というのは違うなとか、誰の感覚でもなく、私の感覚で、今までの裁判に携わったこともなく、事件とか罪とかそういう・・・何と言ったらいいのちよっと、済みません、わからないんですけど、この選ばれたときに初めてこういう感覚で、別にテレビで大きい事件しか見たことがなく、本当に無期懲役とか死刑とかというのしか私も耳にはしていなかったもので、裁判、こんなにたくさんいろんな事件があるというのにもびっくりだったんですけども、うまく言えないんですけども、違いというか、同じにしてはいけないんです

けど、殺人で10年だったら、強盗強姦が私の中では10年と思ったのは重いんだ、人が一人亡くなって10年に対して、私が今携わったのも10年ってするのはちょっと重いんだなって自分自身で思ったという感覚です。

(司会者)

そういうある犯罪に対してどのくらいの刑がちょうどいいんだみたいな感覚がなかったのかもしれませんが、そういう今まで新聞報道とかいろいろな報道で事件報道とかされていると思うんですけど、そういうようなものが自分の感覚をつくるのに影響を与えたりとか、要するに社会にいろんな事件があって、そういうのをいろんなマスコミで報道されたりしますよね。そういうようなものをふだん関心持っていて、こんな事件のときにはこのくらいの刑だとか、そういうようなものがあったりしますか。

(5番)

余り事件とかに関心は持っていなかったんですけども、ただテレビとかでどうしても見るのというのはやっぱり重い事件が多かったのも、それが自然と私の中には入っていたのかもしれないんですけど、私自身が特にそれを影響したとかというのはなかったです。

(司会者)

3番さん、いかがですか。

(3番)

私の場合は、検察の方が出した量刑が妥当かなという感覚でいたんですけど、実際の量刑は検察の方の量刑よりも2年若い判決が出た、それがあるんですけども、それについて判例的なことがあるんで、そういうものかなということしかありませんでしたんですけど、世の中一般の傾向としては、やはり刑罰が軽過ぎるんじゃないかというニュアンスでニュースを見るケースが私は多いように思います。一部の事件では刑罰を重くするような改正がなされているとかいうことがよくニュースにも出ていると思うんですけども、やはり犯罪には厳しくすべきだというふうに思い

ます。不確定なところを犯罪，冤罪も含めてでしょうけども，不確定なことに対してはとやかくできないんでしょうけども，確定した判断に対してはやはり検察側の意見がもっと尊重されていいんじゃないかと，そんなふうに思いました。

(司会者)

2番さん，お願いします。

(2番)

新聞報道とかテレビで大体載るのは死刑とか，殺人とか，それがほとんどだと思います。特に覚せい剤の密売事件というのは，ほとんど新聞にもテレビにも報道されないと思います。そんな関係で私たち一般市民としては量刑についてはやはりなかなか難しい問題じゃないかなということ，先ほどお話ししましたように，判例を見た上でそれなりに自分で判断するという形で今回そういう形になったわけですが，その後，自分が裁判員裁判に出た後やはり新聞にも注目して，特に山梨県の場合，山梨日日新聞の場合はある程度の事件も載るようになっておりますので，関心を持って裁判員裁判の事例を今毎日新聞で載っている場合は見るようにしているということでございます。以上でございます。

(司会者)

1番さん，お願いします。

(1番)

ちょっと質問がなかなか難しくて，うまく回答できないんですけども，私は量刑を決める判断というのは当日まで全く考えていなくて，その場でこういう事件の事例がいろいろあって，例えば私の裁判のときは強盗強姦だったんで，いろいろな事案を含めて5件あったんですけども，全て足し算で私は判断しました。例えば仮に1度やったら5年だとすれば，それ掛ける幾つという判断で私はその当日に決めました。実際それにちょっと加味したと言っちゃ失礼かもしれないですけど，1件掛ける5だったら25年になると思うんですけども，5回も犯罪をしているということなんで，それに少し上乘せというか，足して私のほうは判断しました。以上です。

(山梨日日新聞記者)

2番と3番の方にお伺いしたいんですが、暴力団関係の裁判の裁判員をされて、被告人質問がちょっとしづらかったというふうに、怖かった部分があるということだったんですが、傍聴席とかに暴力団の関係の人がいて、閉廷後とか心理的な負担とか、もしくは無言電話がかかってきたりとかというようなことはありましたでしょうか。

(司会者)

実際に何かあったか。では、2番さんから。

(2番)

初日の日にちょうど終わって帰ろうとしたときに下のほうに暴力団がいるから、少しお帰りをお待ちくださいという形で15分か20分ぐらい待ったことがございます。その後は何もなかったわけですけど、先ほど3番さんがお話ししましたように、求刑の日にちょうど30人ぐらいですか、暴力団が前に、傍聴席にいたということで、やはり気分的には余りよくなかったんですけど、裁判長のほうからこれがやくざのしきたりだよと、お別れに来ているんだよというようなお話を聞いて安心しまして、その日はもうすぐ判決が下った時点で帰ったもんですから、私たちも5時ごろですけど、スムーズに帰れたということで、それ以降電話とかそういうことは一切ございません。よろしいでしょうか。

(司会者)

何か暴力団から接触とか不安とか、そういうのは。

(3番)

そういったことは一切ございませんでした。

(司会者)

では、皆さん、ありがとうございました。

最後になりますけども、選任のときから私から裁判員候補者の皆さんにお話ししてきたことですが、裁判員裁判の目的は重大な事件において裁判官だけではなく一

般の方々にも協力していただき、よりよい裁判を実現する、より質の高い裁判を実現することにあります。本日いらしていただいた皆さんには多くの御負担をおかけしたと思いますが、それぞれの事件で、裁判官だけでやるより、よりよい裁判が実際に実現できたと思っております。本当にありがとうございました。また、本日はさらに御多用な中出席いただき、貴重な御意見をたくさんお聞かせいただき、本当にありがとうございました。

では、これで終了ということになります。